

発議第1号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成25年2月27日提出

提出者 高山市議会議員 中 田 清 介

賛成者 高山市議会議員 杉 本 健 三
小 井 戸 真 人
松 葉 晴 彦
車 戸 明 良
中 箴 博 之

提案理由

地方自治法の改正に伴い常任委員の所属等を定めるため及び常任委員会の機能強化を図るため改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p><u>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</u></p> <p>第2条 <u>常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>総務企画委員会 6人</u></p> <p>ア <u>危機管理室の所管に関する事項</u></p> <p>イ <u>企画管理部の所管に関する事項</u></p> <p>ウ <u>財務部の所管に関する事項</u></p> <p>エ <u>市民活動部の所管に関する事項</u></p> <p>オ <u>支所の企画管理部、財務部及び市民活動部関係の所管に関する事項</u></p> <p>カ <u>会計室の所管に関する事項</u></p> <p>キ <u>消防に関する事項</u></p> <p>ク <u>選挙管理委員会の所管に関する事項</u></p> <p>ケ <u>監査委員の所管に関する事項</u></p> <p>コ <u>公平委員会の所管に関する事項</u></p> <p>サ <u>固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</u></p> <p>シ <u>他の常任委員会の所管に属しない事項</u></p> <p>(2) <u>福祉保健委員会 6人</u></p> <p>ア <u>福祉部の所管に関する事項</u></p> <p>イ <u>市民保健部の所管に関する事項</u></p> <p>ウ <u>支所の福祉部及び市民保健部関係の所管に関する事項</u></p> <p>(3) <u>文教経済委員会 6人</u></p> <p>ア <u>海外戦略室の所管に関する事項</u></p> <p>イ <u>農政部の所管に関する事項</u></p> <p>ウ <u>商工観光部の所管に関する事項</u></p> <p>エ <u>支所の農政部及び商工観光部関係の所管に関する事項</u></p>	<p><u>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</u></p> <p>第2条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p>

オ 教育委員会の所管に関する事項

カ 農業委員会の所管に関する事項

(4) 基盤整備委員会 6人

ア 環境政策部の所管に関する事項

イ 基盤整備部の所管に関する事項

ウ 水道部の所管に関する事項

エ 支所の環境政策部、基盤整備部及び水道部関係の所管に関する事項

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務厚生委員会 8人

ア 企画管理部の所管に関する事項

イ 財務部の所管に関する事項

ウ 福祉部の所管に関する事項

エ 市民保健部の所管に関する事項

オ 支所の企画管理部、財務部、福祉部及び市民保健部関係の所管に関する事項

カ 会計室の所管に関する事項

キ 選挙管理委員会の所管に関する事項

ク 監査委員の所管に関する事項

ケ 公平委員会の所管に関する事項

コ 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項

サ 他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 文教産業委員会 8人

ア 海外戦略室の所管に関する事項

イ 市民活動部の所管に関する事項

ウ 農政部の所管に関する事項

エ 商工観光部の所管に関する事項

オ 支所の市民活動部、農政部及び商工観光部関係の所管に関する事項

カ 教育委員会の所管に関する事項

キ 農業委員会の所管に関する事項

(3) 基盤環境委員会 8人

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2・3 (略)

(議会運営委員会の設置)

第3条の2 (略)

2 (略)

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

第4条 (略)

2 (略)

(委員の選任)

第6条 (略)

2・3 (略)

(委員長及び副委員長)

第7条 (略)

ア 危機管理室の所管に関する事項

イ 環境政策部の所管に関する事項

ウ 基盤整備部の所管に関する事項

エ 水道部の所管に関する事項

オ 支所の環境政策部、基盤整備部及び水道部関係の所管に関する事項

カ 消防に関する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2・3 (略)

(議会運営委員会の設置)

第3条の2 (略)

2 (略)

3 前項の委員の任期については、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

(特別委員会の設置)

第4条 (略)

2 (略)

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

第6条 (略)

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3・4 (略)

(委員長及び副委員長)

第7条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 委員長及び副委員長の任期は、<u>委員の任期</u>による。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 委員長及び副委員長の任期は、<u>1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、特別委員会の委員長及び副委員長については、特別委員の任期による。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において在任する常任委員の任期については、改正前の高山市議会委員会条例の規定によるものとし、当該常任委員が在任するまでの間に限り、常任委員会の名称、委員の定数及び所管については、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。